

## 過労死・過労自殺に関する 最近の医学的知見と防止対策について

•COI開示: 開示すべき利益相反はありません。

本報告は、厚生労働省労災疾病臨床研究事業費補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(180902-01、211001-01、研究代表者高橋正也)」に基づくものです。

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 統括研究員吉川 徹 (よしかわ とおる) yoshikawa@h.jniosh.johas.go.jp http://researchmap.jp/read0063276/



## 内容



- ■過労死等の実態
  - 労災補償の実態
  - 調査研究結果

- ■疾患別過労死等の特徴
  - 脳・心臓疾患事案
  - 精神障害・自殺事案

■過労死等に関する医学的知見 と防止策





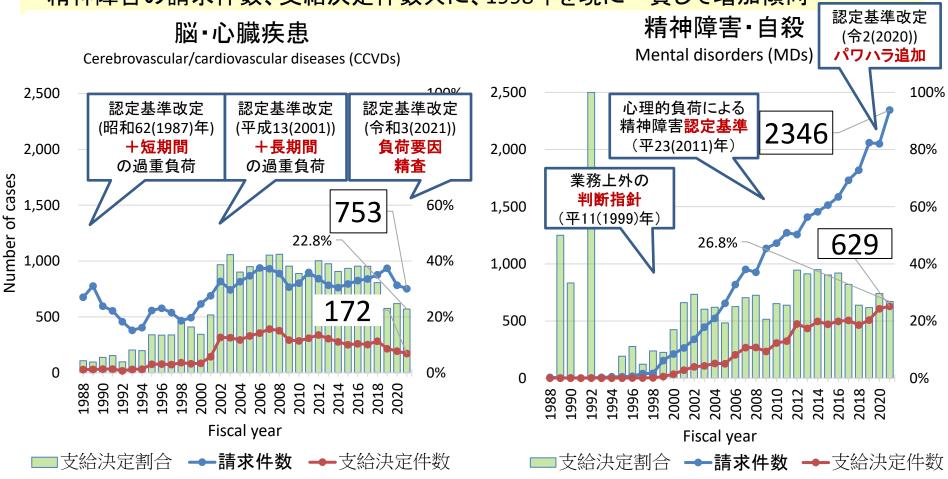
## 1 過労死等の実態からみた 過重労働・メンタルヘルス対策の力点



・脳・心臓疾患の請求件数は年間800件前後、支給決定件数は250件前後で推移

(過労死防止法施行(2014)、時間外労働上限規制(2019)以降、支給決定件数はやや減少?)

・精神障害の請求件数、支給決定件数共に、1998年を境に一貫して増加傾向



Data source: Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan, White paper "Karoshi" 2021. Yamauchi T, Yoshikawa T, et al. Ind Health 2017; 55: 293-302.

# JNIOSH

## 過労死等防止対策推進法(平成26年11月1日施行)及び 過労死等の定義、労災補償制度

<背景>1980年代後半、過重労働による脳・ 心臓疾患等がいわゆる「過労死」の名称で用い られ、社会的に注目が進む

**<法律制定の経過>2000**年代、被災者の遺族 (家族会)や支援する弁護士、学者等により過 労死を防止する立法を目指す団体が結成され、 国会や地方議会に対して働きかけ、今回の法 制定に至る

#### 「過労死等」の定義(第2条)

- 業務における過重な負荷による脳血管疾患 若しくは心臓疾患を原因とする死亡
- 業務における強い心理的負荷による 精神疾患を原因とする自殺による死亡
- 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害
- 大綱を定める「過労死等防止対策推進協議会」を設置
- 国は、過労死等に関する調査研究等を行う→過労死等防止調査研究センターの設置

過労死等(脳血管疾患・心疾患、精神障害・自殺)は、労災 補償給付の対象疾患として、認定基準に沿って、その給付 が行われています。

#### 参照

脳・心臓疾患の労災補償について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/rousai/090316 00006.html

精神障害の労災補償について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/090316.html







## 過労死等の防止のための対策に関する大綱 対策の基本的考え方(平成27年7月24日閣議決定)

### 第3 過労死等の防止のための対策の基本的考え方

- 1)調査研究等
- 2)啓発
- 3)相談体制の整備等
- 4) 民間団体の活動に関する支援



### 調査研究等の基本的考え方

過労死等の実態解明のために、医学や労働・社会分野のみならず、経済学等の関連分野も含め、多角的、学際的な視点から調査研究を進める

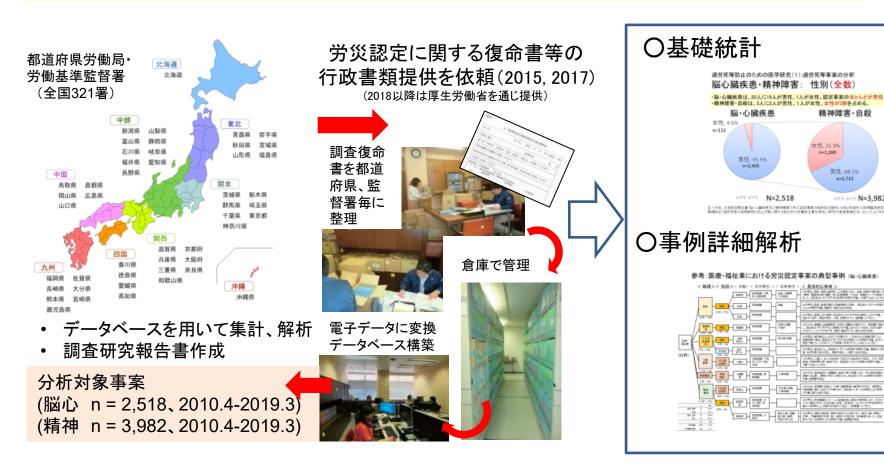
医学分野:過労死等の危険因子や疾患との関連の解明、効果的な予防対策に資する研究。過労死等の防止のための健康管理の在り方について検討

労働・社会分野:過労死等の全体像を明らかにする。企業、労働者等に対する実態調査。

### 過労死等事案の分析による実態解明



過労死等防止調査研究センターでは、全国の労働基準監督署から労災認定に関する復命書等の行政書類提供を受け、過労死等の医学研究を実施しています。



参考 過労死等防止対策に関する調査研究について <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_04768.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_04768.html</a>

## 過労死白書が毎年公開されています

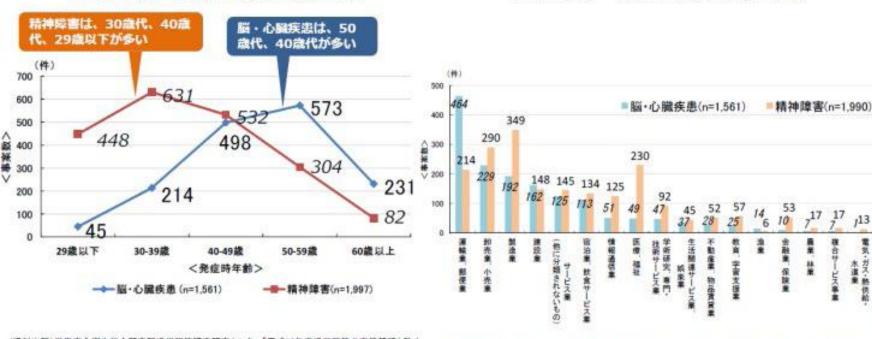


#### 第3章 過労死等をめぐる調査・分析結果(過労死等事案の分析)

#### 過労死等事案の分析結果

➤過去5年間に労災認定された「脳・心臓疾患」、「精神障害」の業務上事案を年齢階級別でみると、「脳・心臓疾患」は50歳代、40歳代が多く、「精神障害」は30歳代、40歳代、29歳以下が多い。また、業種別でみると、「脳・心臓疾患」は「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」で多く、「精神障害」は、「製造業」、「卸売業,小売業」で多い。

第3-1図 脳・心臓疾患、精神障害の年齢階級別の事案数 (平成22年1月~平成27年3月までの業務上事案) 第3-2図 脳・心臓疾患、精神障害の業種別の事案数 (平成22年1月~平成27年3月までの業務上事案)



(資料出所)労働安全衛生総合研究所通労光等調査研究センター「平成27年度通労光等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注)精神障害については、調査資料により業権が特定できない事業を除外している。

(資料出所)労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注)精神障害については、調査資料より業種が特定できない事業を除外している。

煌石素 砂利採取業

### 過重労働により過労死等として労災認定された事例



■ 50歳代、男性。歯科技工士。労災特別加入者。X年1月某日、午後6時半頃、作業場で頭を抱えて倒れているところを妻に発見され、救急車で病院へ搬送され「脳出血」と診断。約30年前から顧客である歯科医院から歯の補綴物の作製業務を請け負っている。近年は、価格の自由化、患者数の減少、技工所数の増加等の環境の変化に伴い、納期が短くなっていた。労働時間は、毎月100時間を超える残業を行っていた。

決定時疾患名:脳出血、認定事由:単月100時間以上の時間外労働

■ 40歳代男性:事務職(隧道工事)。現場写真の撮り忘れによるミスから上司より指導や叱責。更なるミスから叱責は激しくなり、上司に言われて休日出勤し作業をした。13日連続出勤(2回)や発病後2ヶ月間には90~120時間の時間外労働が認められた。しかし、作業がほとんど進んでいなかったため上司が憤怒し、強く叱責。その翌日に自殺。

決定時疾患名:うつ病エピソード・自殺

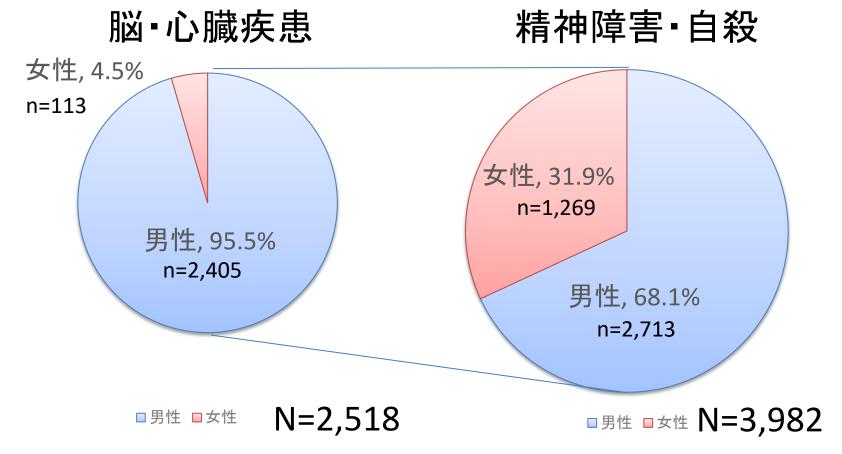
認定事由:上司とのトラブル(強)、二週間の連続勤務(中)

引用 平成28、29年度総括・分担研究報告書「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(研究代表者高橋正也)」ほか

## 脳心臓疾患・精神障害: 性別(全数)



- ・脳・心臓疾患は、20人に19人が男性、1人が女性。認定事案のほとんどが男性。
- ・精神障害・自殺は、3人に2人が男性、1人が女性。女性が3割を占める。



佐々木他、分担研究報告書「脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定事案の経年変化解析」令和2年度労災疾病臨床研究事業補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(研究代表者高橋正也, 2021.3)より作成

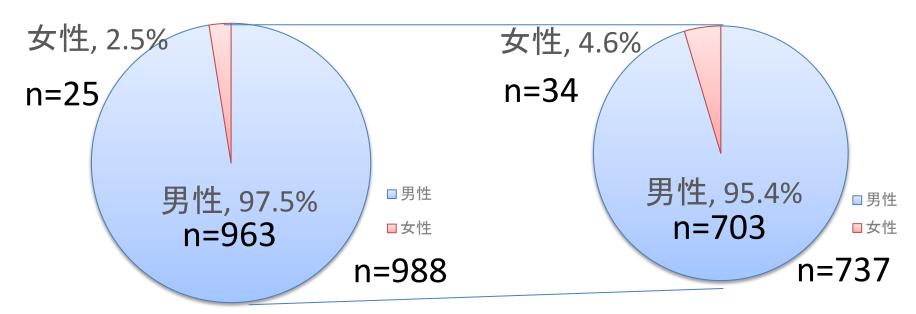
## 脳心臓疾患・精神障害: 性別(死亡)



- ・過労死等の死亡・自殺事例は大多数が男性
- ・全体に占める死亡事例は、脳心疾患で全体の39.2%(988/2518)、4割死亡
- ・全体に占める死亡事例は、精神障害による自殺事案は18.5%(737/3,982)、2割死亡

### 脳•心臓疾患•死亡

### 精神障害•自殺

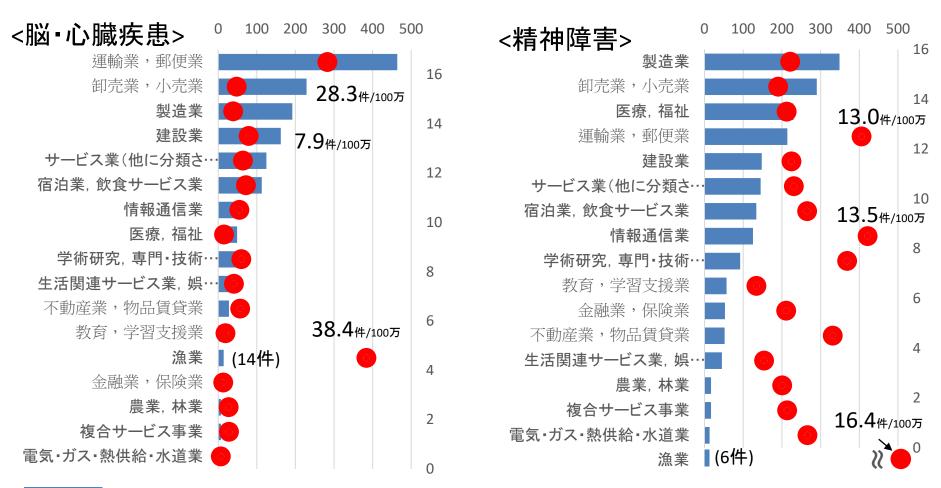


佐々木他、分担研究報告書「脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定事案の経年変化解析」令和2年度労災疾病臨床研究事業補助金「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(研究代表者高橋正也, 2021.3)より作成

### 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定事案の件数と発生率



- 脳疾患は3.7件/雇用者100万人、心臓疾患は2.3件/雇用者100万人
  - 運輸・郵便業が全事案の3分の1、発生率は漁業、運輸業・郵便業が突出、建設業、宿泊業・飲食サービス業と続く
- 精神障害は9.3件/雇用者100万人
  - ・ 製造業、卸売・小売業、医療・福祉の順、発生率は情報通信業、運輸・郵便業、学術研究・専門技術サービスが高い

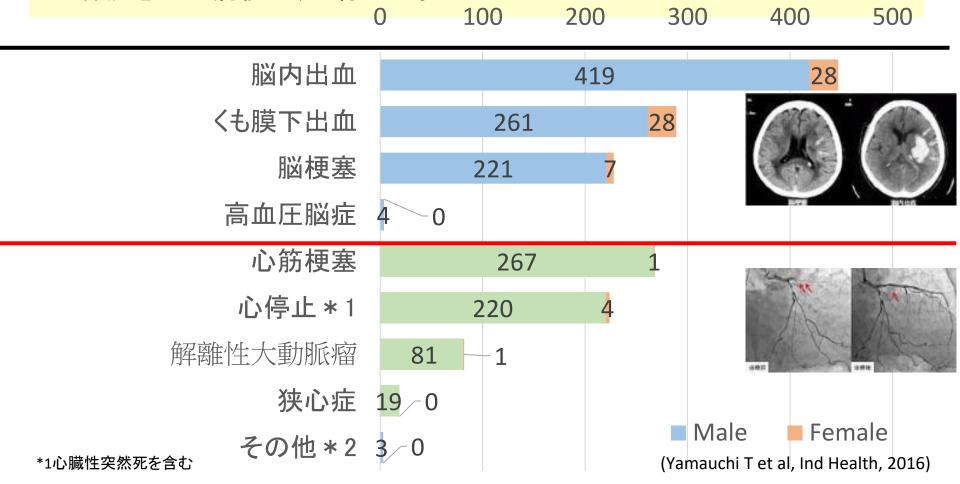


## 2. 過労死等の実態(1) 脳・心臓疾患事案の特徴



## 脳心:決定時疾患名別の集計結果(n=1,564)

- ・脳疾患が6割、心疾患が4割。脳疾患は、脳内出血が最も多く、全体の28%
- ・心臓疾患は心筋梗塞、心停止が多い



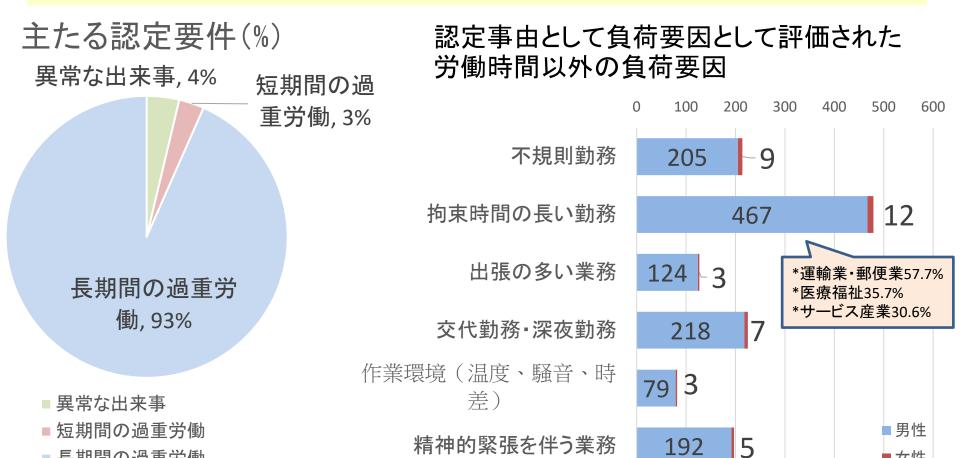
## 脳心:認定要件別の集計結果

■長期間の過重労働



■女性

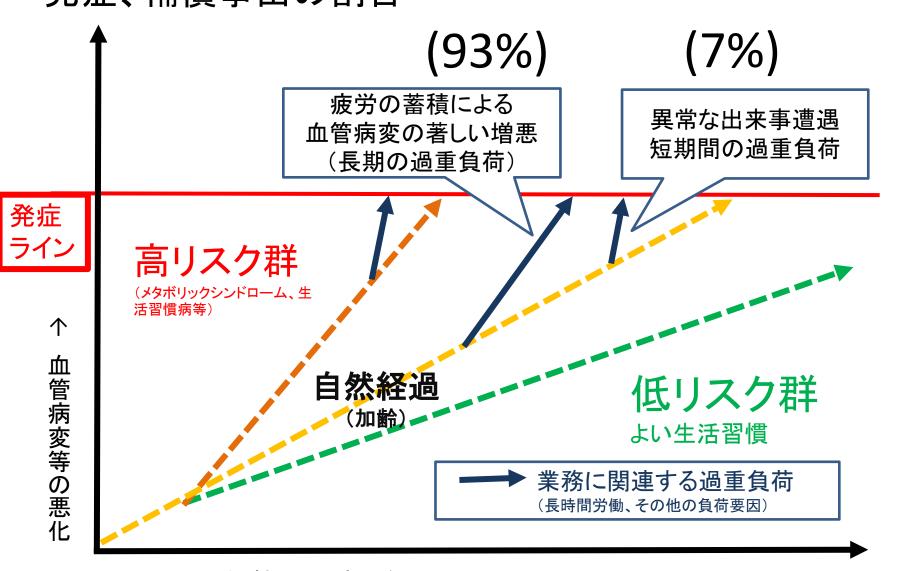
- 過労死等認定事案の93%は「長期間の過重業務」が主な認定事由
- ✓ 長時間労働以外の負担(不規則・交代制勤務、深夜労働、出張の多い業務、 精神的緊張等)も多事案で記載されている



労災疾病臨床研究: H27-29「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(代表研究者高橋正也)」

考察: 業務に関連する過重な負荷と脳・心臓疾患の 発症、補償事由の割合





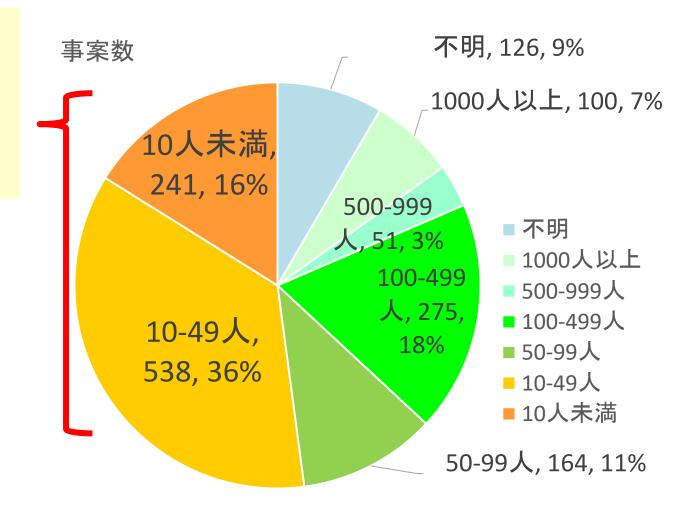
年齢 →(時間経過)

## 脳心: 事業場規模



## 過労死等認定事案の50名未満の事業場が52.2%を占めた

過労死事案の 半数は、50人 未満の事業場 で発生している



## 脳心: 認定事案における健康診断、面接指導の実



## 施有無、既往歴の有無

|      |         | 男性   |                        | 女'       | 女性     |       | 合計           |  |
|------|---------|------|------------------------|----------|--------|-------|--------------|--|
|      |         | N    | (%)                    | N        | (%)    | N     | (%)          |  |
| 健康診断 |         |      |                        |          |        |       |              |  |
|      | いいえ     | 249  | (16.7)                 | 16       | (23.2) | 265   | (16.9)       |  |
|      | はい      | 1037 | (69.4)                 | 43       | (62.3) | 1080  | (69.1)       |  |
|      | 記載なし/不明 | 209  | (14.0)                 | 10       | (14.5) | 219   | (14.0)       |  |
|      | 合計      | 1495 | (100)                  | 69       | (100)  | 1564  | (100)        |  |
| 面接指導 |         |      |                        |          |        |       | <del></del>  |  |
|      | いいえ     | 1116 | (74.6)                 | 52       | (75.4) | 1168  | (74.7)       |  |
|      | はい      | 36   | (2.4)                  | 2        | (2.9)  | 38    | (2.4)        |  |
|      | 記載なし/不明 | 343  | (22.9)                 | 15       | (21.7) | 358   | (22.9)       |  |
|      | 合計      | 1495 | (100)                  | 69       | (100)  | 1564  | (100)        |  |
| 既往歴  |         |      |                        |          |        |       | <del>-</del> |  |
|      | いいえ     | 702  | (47.0)                 | 39       | (56.5) | 741   | (47.4)       |  |
|      | はい      | 529  | (35.4)                 | 18       | (26.1) | 547   | (35.0)       |  |
|      | 記載なし/不明 | 264  | (17.7)                 | 12       | (17.4) | 276   | (17.6)       |  |
|      | 合計      | 1495 | (100)                  | 69       | (100)  | 1564  | (100)        |  |
|      |         |      | / ata <del>- 15-</del> | <u> </u> | +0 4 4 | ニュニール | Jul N        |  |

(\*平成28年度報告書、高橋正也他、p9)

## サマリー 脳・心臓疾患による過労死等の主なFACT

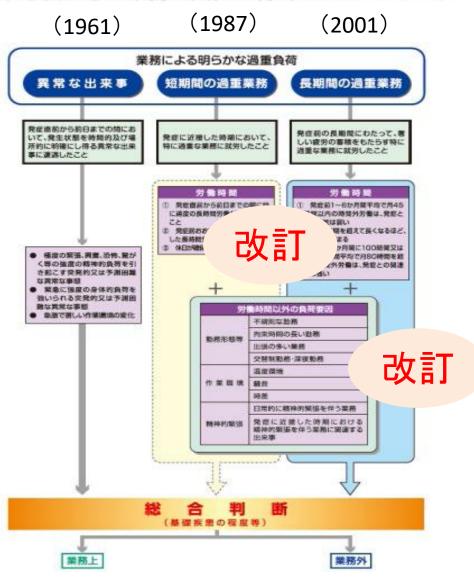


- 労災認定事案件数は横ばい
  - 男性が95%、死亡事例は40%
  - 脳疾患が6割、脳内出血が最も多い
- 職種毎に認定件数、発生率に相違がある
  - 運輸業、郵便業が脳・心臓疾患全体の3分の1
  - 認定事由は長期間の過重労働が93%
- 中小事業場での発生が半数
  - 50名未満の事業場が52.2%
- 健診受診率は低くなく、医師面接を受けた事例は少ない
  - 健診は7割は受診、半数近くは疾病なし、既往症は3割のみ(元気な人が長く働き突然倒れる)
  - 倒れる前に過重労働による医師による面接指導を受けた者は2.4%

### 脳・心臓疾患の過労死等事案の認定基準と事案解析結果



### 脳・心臓疾患の業務起因性の判断のフローチャート



### 脳•心臓疾患認定基準(2001)

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について (平成13.12.12基発第1063号)

### 脳•心臓疾患認定新基準(2021)

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び 虚血性心疾患等の認定基準について(基発0914第1号令 和3年9月14日)

- 1. 異常な出来事
- 2. 短期間の過重労働 概ね1週間
- 3. 長期間の過重労働
- 〇発症前6ヶ月
- ①1ヶ月 >100時間
- ②2~6ヶ月 >平均80時間
- ③①・②の時間外労働に至らないが、 それに近い時間数で、休息時間や心 理的負荷なども総合的に判断
- ○労働時間
  - +労働時間以外の負荷要因 6つの負荷要因に加え
- -勤務間インターバルが短い勤務
- -身体的負荷を伴う業務





## 「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門 検討会」報告書(令和3(2021)年7月)の概要



#### ●業務の過重性の評価(業務と発症との関連性)

業務による「長期間にわたる疲労の蓄積」と「発症に近接した時期の急性の負荷」が発症に影響を及ぼすとする現行基準の考え方は妥当

#### 現行基準が適切と判断

#### 長期間の過重業務

#### 労働時間

- ・発症前1か月間に100時間または 2~6か月間平均で月80時間を 超える時間外労働は、発症との 関連性は強い(※)
- ・月45時間を超えて長くなるほど、 関連性は強まる
- ・発症前1~6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

#### 労働時間以外の負荷要因

- ・ 拘束時間が長い勤務
- ・ 出張の多い業務 など

#### 現行基準に新たに取り入れることが適切と判断

#### 長期間の過重業務

#### 労働時間

左記(※)の水準には至らないが これに近い時間外労働

一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強い と評価することを明示

#### 労働時間以外の負荷要因

- 勤務間インターバルが短い勤務
- ・ 身体的負荷を伴う業務 など

評価対象として追加

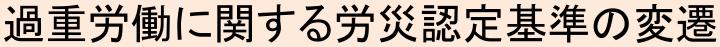
#### 短期間の過重業務・異常な出来事

- 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
- →「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を 行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

#### ●対象疾病

・認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加

脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書(令和3(2021)年7月) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 19809.html



JNIOSH

労災認定基準の公表、改定は最新の科学的知見に基づき見直しが続いている

| 1961(昭和36)年2月           | 最初の労災認定基準制定<br>「中枢神経及び循環器系疾患<br>定基準について」(昭和36年2)   | 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門<br>検討会 |                             |  |              |  |                   |
|-------------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|--|--------------|--|-------------------|
| 4007/III (100) (T.40 II |  | 回数                          | 開催日                         | 議題等  | 議事録/議事要旨     | 資料等                                      | 開催案内              |
| 1987(昭和62)年10月          | 認定基準を改正(短期の過重1<br>「脳血管疾患及び虚血性心疾;<br>月26日付け基発第620号) | 第5回                         | 2020年11月13日<br>(令和2年11月13日) | (1) 脳・心臓疾患の労災認定の基準について<br>(2) その他                    | _            | ▶ <u>資料</u> NEW 11月13日                   | ▶ <u>開催案</u><br>内 |
|                         | 月20日刊17至光第020号/                                    | 第4回                         | 2020年10月16日<br>(令和2年10月16日) | (1) 脳・心臓疾患の労災認定の基準について<br>(支給決定事例等に基づく検討)<br>(2) その他 | -            | _  | ▶ <u>開催案</u><br>内 |
| 2001(平成13)年11月15日       | 「脳・心臓疾患の認定基準に関                                     |                             |                             |  |              |  |                   |
| 2001(平成13)年12月          | 脳・心臓疾患の認定基準の抜<br>「脳血管疾患及び虚血性心疾」                    | 第3回                         | 2020年9月29日<br>(令和2年9月29日)   | (1) 脳・心臓疾<br>患の労災認定の基<br>準について<br>(2) その他            | -            | ▶ 資料                                     | ▶ <u>開催案</u><br>内 |
|                         | 認定基準について」(基発第10                                    | 第2回                         | 2020年7月21日 (令和2年7月21日)      | (1)脳・心臓疾<br>患の労災認定の基                                 | ▶ 議事録        | ▶ <u>資料</u>                              | ▶ <u>開催案</u><br>内 |
| 2002(平成14)年2月           | 過重労働による健康障害防止                                      |                             | (13/145-17/152117)          | 準について<br>(2) その他                                     |              |  |                   |
|                         | ※こちらは平成18年通達により                                    | -                           | 2020年7月17日<br>(令和2年7月17日)   | _  | _            | ▶ <b>№</b> 専門検討会<br>意見取りまと               | -                 |
| 2007(平成19)年12月          | 労働契約法制定  |                             |                             |  |              | <u>め[PDF形</u><br>式:64KB]<br><sub>□</sub> |                   |
| 2016(平成28)年4月           | 行政指導通達「過重労働による                                     | 第1回                         | 2020年6月10日<br>(令和2年6月10日)   | (1)脳・心臓疾<br>患の労災認定の基<br>準について(複数<br>業務要因災害等)         | ▶ <u>護事録</u> | ▶ <u>資料</u>                              | ▶ 開催案<br>内        |
|                         | について」  |                             |                             | *加女 <u>口</u> 火口分                                     |              |  |                   |
| 2017(平成29)1月            | 「労働時間の適正な把握のた&<br>イドライン→」策定                        | うに使                         | 用者が講                        | すべき  | 措置に          | 関する                                      | ガ                 |
| 2020(令和2)年6月            | 「脳・心臓疾患の労災認定の基                                     | 準に                          | 関する専                        | 門検討:   | 会」スタ         | <b>−</b> ト 20                            | )                 |





#### 1 昭和36年2月

中枢神経系及び循環器疾患(脳卒中、急性心臓死等)の業務上外認定基準を策定

- ・業務における異常な出来事を評価
- 2 昭和62年10月 ※新たな医学的知見に基づく見直し
  - 異常な出来事に加えて、短期間(発症前1週間)の過重業務を評価
  - 対象疾病の特定

脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、一次性心停止、 狭心症、心筋梗塞症、解離性大動脈瘤

- 3 平成7年2月 ※新たな医学的知見に基づく見直し
  - ・日常業務に比較して、特に過重な業務を評価
  - 発症前1週間より前の業務について、当該業務も含めて総合的に判断
  - ・基礎疾患を有する者に対する考え方を追加
- 4 平成8年1月 ※新たな医学的知見に基づく見直し
  - 対象疾病の追加不整脈による突然死等
- 5 平成13年12月 ※最高裁判決を契機として医学的知見を収集した上で見直し
  - 長期間(発症前おおむね6か月)の過重業務を評価
  - 対象疾病を ICD-10 に準拠した疾患名に整理 脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、 心停止(心臓性突然死を含む)、解離性大動脈瘤
  - ・労働時間以外の業務における負荷要因を明確化 不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い勤務、交替制勤務・深夜勤務 など

#### く背景>

- 現行認定基準の策定から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえた検証を行うことが必要
- 委託事業により、脳・心臓疾患の発症と睡眠時間、労働時間及び労働時間以外の負荷要因との関係について最新の医学的知見の収集
- 最新の医学的知見や、個別の支給決定事例、裁判例等に基づき、脳・心臓疾患の現状等や、各疾患の概要、危険因子について整理
- 現行認定基準の全般にわたってその 妥当性を検証
- 業務の過重性の評価の具体化、明確 化等についても検討



## 改訂ポイント、8つのサマリ

- 1. 脳・心臓疾患の対象疾病として「重篤な心不全」を追加、解離性大動脈瘤は「大動脈解離」
- 2. 現行の認定基準は、妥当性を持つ。
- 3. 過重負荷の評価の基準となる労働者は、本人ではなく、同種労働者にとって、特に過重な業務であるかを判断の基準とすることが妥当※同種労働者とは、「当該労働者と職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいい、基礎疾患を有していたとしても日常業務を支障なく遂行できるものを含む」
- 4. 「異常な出来事」及び「短期間の過重業務」を評価では、検討の視点や、業務と 発症との関連性が強いと評価できる場合の例示を認定基準上明らかにする
- 5. 「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」において、業務による負荷要因としては、労働時間のほか、勤務時間の不規則性(拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)、事業場外における移動を伴う業務、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務及び作業環境(温度環境、騒音)の各要因について検討し、総合的に評価することが適切である。
- 6. 長期間の過重業務の判断は単月100時間以上、2-6ヶ月平均80時間以上
- 7. 1か月当たり時間外労働45時間未満は業務と発症との関連性が弱い
- 8. 労働時間のみで業務と発症との関連性が強いと認められる水準には至らないがこれに近い時間外労働が認められ、これに加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関連性が強いと評価できる。
- →45-80時間の時間外労働は、労働時間以外の負荷要因との総合判断

## 2. 過労死等の実態(2) 精神障害・自殺事案の特徴





ストレス早期把握を

2020年10月30日 11時21分

ことしの過労死白書が30日、公表されました。「過労自殺」と認められたケースを分析 した結果、およそ60%は医療機関の受診歴がなかったことがわかり、厚生労働省は仕事 トのストレスなどを早期に把握し対応する体制作りが求められていると指摘しています。



知いた フが半粉を抑うてマとがわかっ

令和2年度 過労死白書

令和2年10月30日閣議決定

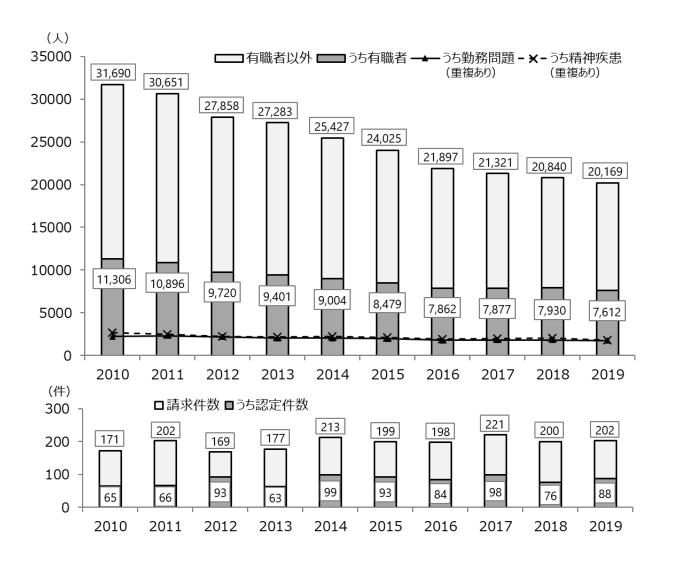
過労自殺、専門職と管理職5割超 20年版白書、概要判明 2020/9/24 23:59 (JST) 9/25 00:01 (JST) updated 〇一般社団法人共同通信社 • 専門的・技術的 67人 職業従事者 B 全体 管理的職業従事者 25 計167人 事務従事者 24 主な職種別 過労自殺者数 販売従事者 18 ※2015、16年度。過労 生産工程従事者 死白書の概要による

主な職種別過労自殺者数(2015、16年度)

KYODO

### 国内の自殺者数、自殺原因、精神障害による労災の自殺事案請求数・ 認定件数の推移(2010-2019)





国内の自殺者数は 減少傾向 (コロナ下では上昇のようですが)

精神障害による 労災の自殺請求数 認定件数は横ばい

図表引用 木内敬太、吉川徹ほか 産業精神保健 2020; 28(3): 265-271.



### 精神障害の過労死等事案の認定基準と事案解析結果

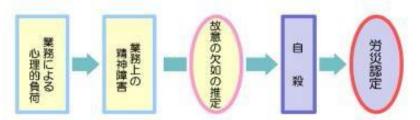
精神障害による過労死等の認定基準では、どんな精神障害を発症したのか、どんな心理的負荷の出来事があったか、評価されています。

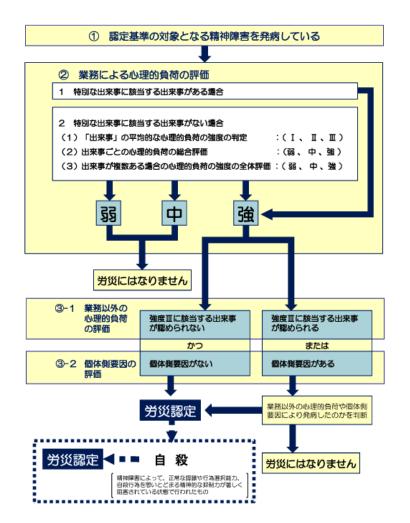
### <労災認定のための要件>

- 認定基準の対象となる 精神障害を発病
- 発病前おおむね6か月の間に、 業務による強い心理的負荷
- 業務以外の心理的負荷や個体 側要因により発病したとは認め られない

#### 「自殺」の取り扱いについて

業務による心理的負荷によって精神障害を発病した人が自殺を図った場合は、精神障害 によって、正常な認廣や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が苦しく 暗害されている状態に陥ったもの(故意の欠如)と推定され、原則としてその死亡は労災 認定されます。





< 心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け 基発1226第1号)(令和2年8月21日改正)> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000661301.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000661301.pdf</a>

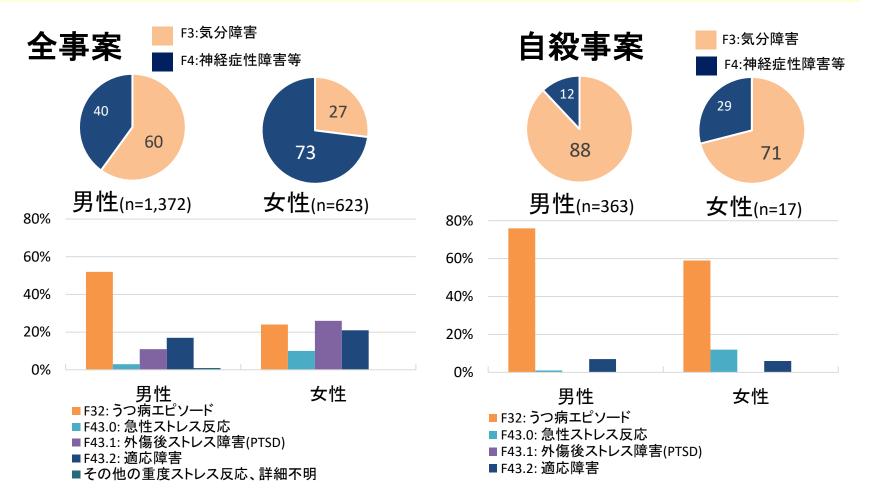
### 過労死等における精神障害:認定時の決定時疾患名



・決定時疾患名は、男性の60%はF3領域(気分障害、うつ病などを含む)、

女性の73%はF4領域(神経症性障害、ストレス関連障害等)であった。

・自殺事案に注目すると、男性の9割、女性の7割はうつ病を含む気分障害によるものであった。



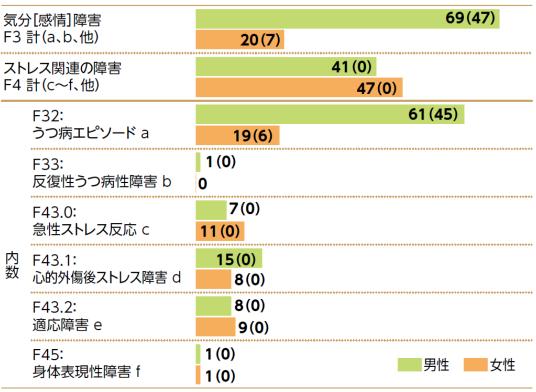
出典:過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究(平成27年度総括・分担研究報告書、2016, p20))

## 精神疾患・自殺の認定時決定疾患(地方公務員)



#### ・地方公務員も、民間労働者と同様の傾向

#### 図3 精神疾患・自殺の認定時決定疾患名(※2)

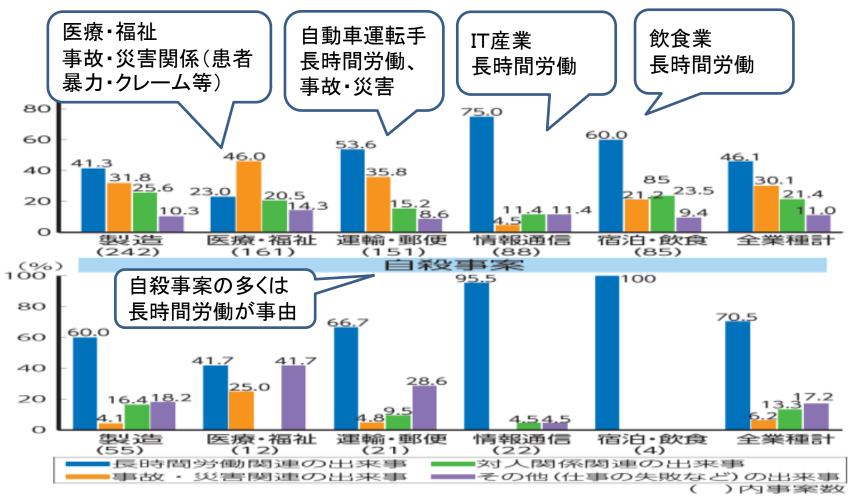


- (注) 1.精神疾患188件(男119件、女69件)の内訳を示したもの。
  - 2.()は、うち自殺事案の数。
  - 3.a~fは、国際疾病分類(ICD)コードに基づき、障害別に区分できた事案を集計。
  - 4.a~fに区分できなかった事案については、計に含めて集計。分類できなかった11件を除く。

### 精神障害の過労死等事案、出来事別・業種別の分析から



■ 精神障害の労災認定の理由となった心理的負荷の出来事には、 業種ごとで相違があります。防止対策は業種毎、職場毎で異なります。

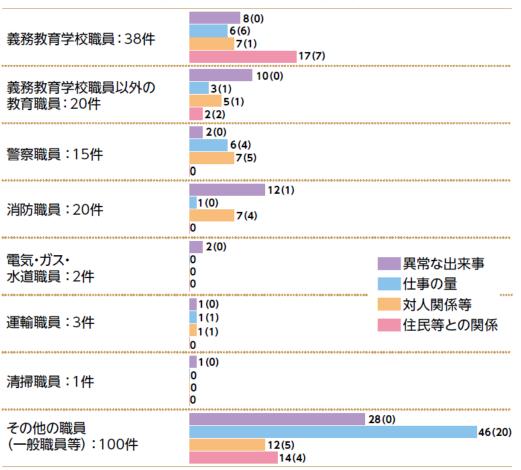


Yamauchi T, Yoshikawa T et al JOEM 2018; 60(4): 178-182



## 公務災害、精神疾患・自殺

#### 図4 職員区分別、業務負荷が認められる職務従事状況(※2)



教職員の多くは 小中学校

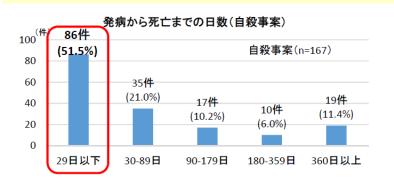
その他の職員には 一般職員と 公立病院などの 医療従事者等が 含まれる

- (注) 1.精神疾患188人(職務従事状況199件)の内訳を職種別、職務従事状況別に示したもの。
  - 2.1件の事案に複数の職務従事状況がある場合は、それぞれを1件としてカウントしている(重複回答)。
  - 3.過重負荷が認められる職務従事状況のうち、主な4項目のみを抽出して記載している。
  - 4.( )は、うち自殺事案の数。

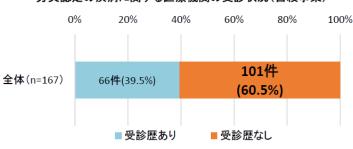
### 過労死等事案における自殺事案の分析結果から



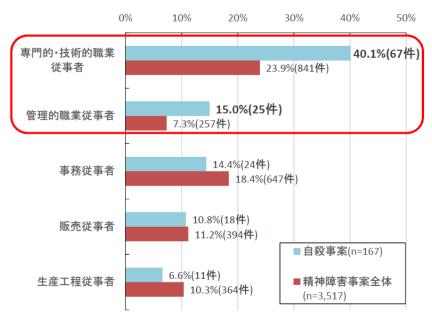
- ・自殺事案を発病から死亡までの日数別にみると、「29日以下」が半数以上。
- 自殺事案について、医療機関への「受診歴なし」が約6割であった。
- ・自殺事案を職種別にみると、専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者が多く、その割合は精神障害事案全体と比較しても高い。



#### 労災認定の疾病に関する医療機関の受診状況(自殺事案)



#### 職種別の事案割合(自殺事案と精神障害事案全体の比較)



資料出所)労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和元年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

→専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者に注目すること、 日頃からの相談しやすい環境作りと、早期の対応が重要です。

Nishimura Y, Yamauchi T, Sasaki T, Yoshikawa T, Takahashi M. Overtime working patterns and adverse events in work-related suicide cases: hierarchical cluster analysis of national compensation data in Japan (fiscal year 2015-2016). Int Arch Occup Environ Health. 2021 Sep 25. (資料出所)労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和元年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」、令和2年度過労死等防止対策白書(概要資料)

## 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書 (令和2(2020)年5月)の概要



#### 検討の背景

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成23年12月に策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定を行っているところだが、令和元年5月の「労働施策総合推進法」の改正により、令和2年6月からパワーハラスメント防止対策が法制化されたことなどを踏まえ、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の見直しについて検討を行ったもの。

#### 報告内容のポイント

- ◆ 具体的出来事等への「パワーハラスメント」の追加
  - 「出来事の類型」として「パワーハラスメント」を追加
  - ・具体的出来事として「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」を追加 【強いストレスと評価される例】
    - ▶ 上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合
    - ▶ 上司等から、暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた場合
    - 上司等による人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われた場合
- ◆ 具体的出来事の名称を「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に修正
  - ・具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の名称を「同僚等から、暴行又は (ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に修正
  - ・パワーハラスメントに該当しない優越性のない同僚間の暴行や嫌がらせ、いじめ等を評価する項目と して位置づける

#### 【強いストレスと評価される例】

- ▶ 同僚等から、治療を要する程度の暴行等を受けた場合
- ▶ 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合



評価表を明確化、具体化することで請求の容易化、審査の迅速化を図る

精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書(令和2(2020)年5月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11305.html

#### (表1)

#### 職場における心理的負荷評価表

|                       | 日平均的な心理的負荷                       | 20項的負荷の強度を修正する視点 |          |    |  |
|-----------------------|----------------------------------|------------------|----------|----|--|
| 出来事の類型                | 具体的出来事                           |                  | 心理的負荷の強度 |    | 修正する際の推設事項                                   |
|                       |                                  |                  | 1 1 1    |    |  |
| 事故や災害の体験              | 大きな病気やケガをした                      |                  |          | 9  | 被災の程度、後週障害の有無・程度。<br>社会復得の困難性等               |
|                       | 動物な事故や災害の体験(目撃)<br>をした           |                  | ŵ        |    | 事故や被害の大きさ、恐怖感、異常性<br>の程度等                    |
| 2 仕事の失效、適重<br>な責任の発生等 | 交通事故 (重大な人身事故、重大<br>事故) を超こした    |                  |          | ×  | 事論の大きさ、加書の程度、始勤の名<br>無等                      |
|                       | 労働災害(重大な人身事故、重大<br>事故)の発生に直接関与した |                  |          | ŵ. | 事致の大きさ、加書の程度、始新の名<br>無等                      |
|                       | 会社にとっての個大な仕事上のミ<br>スをした          |                  |          | n  | 失敗の大きさ・重大性、損害等の程度<br>ベナルティの有効等               |
|                       | 会社で起きた事故(事件)につい<br>て、責任を関われた     | 1                | 0        |    | 事験の内容、簡等・責任の程度、社会<br>的反響の大きさ、ペナルティの有無等       |
|                       | ノルマが連续できなかった                     |                  | o.       |    | ノルマの内容、困難性・強制性・連成率の利<br>度、ペナルティの有無、納薬の変更可能性等 |
|                       | 新規事業の担当になった。 会社の<br>建て直しの担当になった  |                  | ŵ        |    | プロジェクト的での立場、函数性の程度、<br>能力と仕事内容のチャップの程度等      |
|                       | 観客とのトラブルがあった                     | Ŷ                |          |    | 職務の位置付け、会社に与えた損害の<br>内容、程度等                  |
| 3 仕事の量・質の             | 仕事内容・仕事量の大きな変化が<br>あった           |                  | Ŕ        | 1  | ・無限の困難度、能力・経験と仕事内容<br>のギャップの程度等              |
| 変化                    | 勤務・拘束時間が長時間化した                   |                  | Ŷ        |    | 変化の程度等                                       |
|                       | 動務形態に変化があった                      | ŵ                |          |    | 交替制動株、深夜勤務等変化の程度等                            |
|                       | 仕事のベース、活動の変化があった                 | ŵ                |          |    | 変化の程度、指制性等                                   |
|                       | 職機のOA化が進んだ                       | ŵ                |          |    | 研修の有無、強制性等                                   |
| 4 身分の変化等              | 訓練を指蒙された                         |                  |          | 业  | 解雇又は高階推奨の経過等、強要の8<br>度、代質措置の内容等              |
|                       | 出向した                             |                  | Ŷ        |    | 在籍・転籍の別、出向の理由・経道、<br>不利益の程度等                 |
|                       | 在書された                            |                  | ŵ        |    | 左連の撤出、券分・職種・職制の変化<br>の程度等                    |
|                       | 仕事上の差別、不利益取扱いを登<br>けた            | -                | ŵ        |    | 差別、不利益の程度等                                   |
| 5 役割・地位等の             | 転動をした                            |                  | 穿        |    | 職権、関係の変化の程度、転送の有限<br>単身赴任の有無等                |
| 変化                    | 配置転換があった                         |                  | Ø        |    | 機構、機器の変化の程度、合理性の4<br>解解                      |
|                       | 自分の昇格・昇進があった                     | 蒙                |          |    | 職務・責任の変化の程度等                                 |
|                       | 部下が減った                           | ŵ                |          |    | 業務の変化の程度等                                    |
|                       | 部下が増えた                           | ×                |          |    | 教育・指導・管理の負担の程度等                              |
| 6 対人関係の<br>トラブル       | セクシュアルハラスメントを受け<br>た             |                  | ŵ        |    | セクシュアルハラスメントの内容、E<br>実等                      |
|                       | 上司とのトラブルがあった                     |                  | 0        |    | トラブルの程度、いじめの内容、程度を                           |
|                       | 問機とのトラブルがあった                     | n                |          |    | トラブルの程度、いじめの内容、程度を                           |
|                       | 部下とのトラブルがあった                     | · G              |          |    | トラブルの程度、いじめの内容、程度を                           |
| 7 対人関係の変化             | 機能してくれていた人の興動があった                | Ŕ                |          |    |  |
|                       | 上町が変わった                          | नंद              |          |    |  |
|                       | 界准で先を超された                        | 10               |          |    |  |
|                       | 関係の昇進・昇格があった                     | -12              |          |    |  |

#### ③出来事に伴う変化等を検討する視点 出来事に伴う問題、変化への対処等

- ○仕事の量 (労働時間等) の変化
- ・ 所定外労働、休日労働の増加の程度・ 仕事密度の増加の程度
- ○仕事の質・責任の変化
- 仕事の内容・責任の変化の程度、鍵 験、適応能力との関係等
- ○仕事の敬嚴性の欠如
- ・他律的な分衡、強制性等
- 展場の物的・人的環境の変化 ・経費、暑熱、多湿、寒冷等の変化の 程度
- 職場の人間関係の変化
- 会社の講じた支援の具体的内容・実
- ・訴えに対する対処、配慮の状況等
- □その他1の出来事に派生する変化

| 総  | 合 評 | 価 |
|----|-----|---|
| 56 | 中   | 強 |
|    |     |   |
|    |     |   |

注:パワハラ 認定基準改定 令和2(2020)年6月~

## 職場における 心理的負荷評価表



### ■ 7つの出来事類型

- ① 事故や災害の体験
- ② 仕事の失敗、過重な責任
- ③ 仕事の量・質の変化
- 4 身分の変化等
- ⑤ 役割地位等の変化
- ⑥ 対人関係のトラブル
- 7) 対人関係の変化

#### 変更のポイント

C#L

# 5

これからは、職場における人間関係の優越性等に注目した上で、より適切 に評価し得る「具体的出来事」に当てはめ、心理的負荷を判断することにな ります。

> 上西や同僚等から、値がらせ・いじめや幕行を受けた混合、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は幕行を受けた」という資体的出来事に当て はめて評価していました。

#### 優位性「なし」

優位性「あり」

次の各員体的出来事に当てはめる

「同僚等から、暴行又は (ひどい)いじめ・雖がらせ を受けた」 「上司等(※)から、身体的 攻撃、精神的攻撃等の パワーハラスメントを受けた」

例(上灣鄉)企理

機器上の地程が上位の者のほか、<同僚又は那下であっても、業務上必要与知識や整塞与規則を 有しており、その者の協力が得られなければ業務の円滑り進行を行うことが問題な場合>、<同僚又 は脚下からの集団による行為でこれに軽視または起絶することが困難である場合>を含みます。



### サマリー 精神障害・自殺による過労死等の主なFACT

- 精神障害による労災認定件数は増加傾向
  - うち自殺によるものは毎年100名弱、うち半数は発症後1ヶ月で自死
- 業務上の心理的負荷の出来事は多様だが、長時間労働が重なり総合 判断で認定される事案が多い
  - →長時間労働対策だけでなく、職場での働き方全体を見渡した防止対策を
  - →業種ごとで負荷要因は相違→業種ごとの特徴にあわせた防止対策を
- 急性ストレス反応、PTSDも相当数認定され、増加傾向
  - 女性に多い →立場の弱い労働者への配慮、
  - 暴言・ハラスメント →風通しのよい職場つくり、被災労働者のケア、
  - 災害・事故への遭遇 →作業安全確保、健康と安全を一体化した取り組み
- 精神障害の労災認定等に関して
  - 認定基準にパワーハラスメントが明示→今後の認定件数に注目
  - 脳・心臓疾患の認定基準でも、精神疾患の心理的負荷表が活用

## 3 過労死等のメカニズムと防止策



### 過重労働(長時間労働)から健康障害に至る要因

## 過重労働

### 長時間労働

労働時間以外の要因 不規則勤務 精神的緊張 拘束性 連続性など

### 心理的負荷

仕事の量・質 裁量度のなさ 無理なノルマ ハラスメント 事故・災害への 遭遇、など

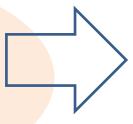
## 生体の変化(疲労の 蓄積・過労状態)

代謝異常(糖、脂質)、 炎症性変化、血管障害、 脳機能障害など



## 健全な、人間らしい 労働生活の破綻

睡眠リズムの乱れ、 休日・休養・余暇の減少、 過剰飲酒・食習慣の変化、 運動不足、家庭生活への 負の影響等



からだへの 負担

こころへの 負担



好ましくない 心身への 影響

循環器疾患

精神障害 自殺

怪我

事故

## 過労死等の防止へのアプローチ



- 疾患別からみたアプローチ

(アウトカム(結果)に注目)

- 脳心臓疾患対策
- 精神障害 自殺対策



- 過重労働対策(長時間労働、休日・休暇)
- メンタルヘルス対策

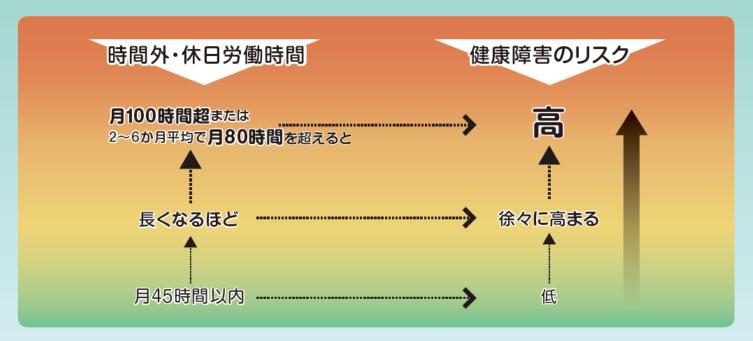
### - 取り組み方

- 日ごろの安全衛生活動の積み上げとして
- 労働者がいきいきと安全で健康に働くことができる 職場作りのために
- 法令、訴訟、トラブルをきっかけに









厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月1日付基発0401第11号雇均発0401第4号改正)を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

- ① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④ 2~6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。



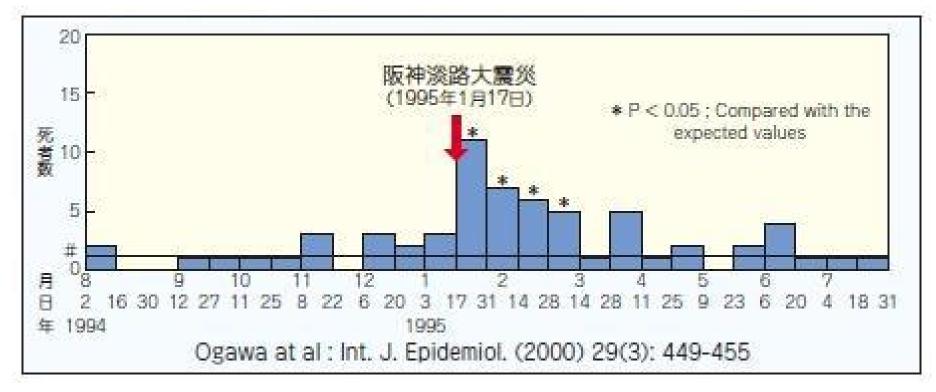
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### 例:異常な出来事と脳・心臓疾患



### 異常な出来事への遭遇で循環器疾患が増加する

阪神淡路大震災後(1995)に急性心筋梗塞の死亡が増加



**謝辞 図引用** 井上信孝**先生** 神戸労災病院 http://www.ncvc.go.jp/cvdinfo/pamphlet/heart/pamph95.html#m6

▶ 社会正義の拡大、ディーセント・ワークの推進

検索 ilo.org

国際労働機関 (ILO)は、国際連合の専門機関です



#### ILO駐日事務所>

ILO について> ILO と日本> 国際労働基準> ILOの活動分野> ビジネスのためのヘルプデス [+] 仕事の未来> 会議・セミナー等> お知らせ> インフォメーション> 刊行物・資料> プレスリリース トピック解説> アーカイブ(旧Webトピック 解説)> データベース> ビデオ> よくある質問>

ILO駐日事務所>インフォメーション>プレスリリース>

長時間労働が心臓病と脳卒中による死亡者を増加させる可能性をILOとWHOが指摘...

#### 労働衛生

長時間労働が心臓病と脳卒中による死亡者を増加させる可能性をILOとWHOが 指摘

記者発表 | 2021/05/17

ILOと世界保健機関(WHO)がこの度まとめた研究論文>によれば、長時間 労働によって虚血性心疾患及び脳卒中で亡くなった人の数が2016年に74万5,000人 (2000年比29%増)に達したことが判明しました。2000~16年の期間に長時間労 働によって心臓病で死亡した人の数は42%、脳卒中によって死亡した人の数は 19%増加したとみられます。

この二つの疾患による人命と健康の喪失を長時間労働と関連させて行った初の世界規模の分析からは、2016年の脳卒中を原因とする死亡者39万8,000人と心疾患を原因とする死亡者34万7,000人が週労働時間が55時間を上回っていたとみられます。週労働時間が55時間を超えると、35~40時間の場合と比べて、虚血性心疾患と脳卒中のリスクがどちらも高まることを示す十分な証拠が得られました。

死亡者の72%が男性であり、45~74歳の年齢時に労働時間が週55時間を上回っていた60~79歳の年齢層が特に影響を受けているとみられます。長時間労働に従事する人の数は次第に増えてきており、得られる最新の統計では、世界人口の9%に当たる4億7,900万人に達していると推定されるため、これは特に懸念される事能であり、労働に関連」た陰率や早さずる死亡のリスクを拘える人々が覚えている

Environment International ツール A A+ The effect of exposure to long working hours on depression: A systematic このコン review and meta-analysis from the WHO/ILO Joint Estimates of the Work-related Burden of Disease and Injury Reiner Rugulies a,b,c,\*, Kathrine Sørensen\*, Cristina Di Tecco\*, Michela Bonafede\*, Bruna M. Rondinone , Seoyeon Ahn , Emiko Ando , Jose Luis Ayuso-Mateos E.h. Maria Cabello <sup>g, h</sup>, Alexis Descatha <sup>j, k, l</sup>, Nico Dragano <sup>m</sup>, Quentin Durand-Moreau <sup>l</sup> Hisashi Eguchi 9,9, Junling Gao 9, Lode Godderis 7,8, Jaeyoung Kim 1, Jian Li 11, Ida E.H. Madsen 11, Daniela V. Pachito<sup>V</sup>, Grace Sembajwe W.X., Johannes Siegrist J., Kanami Tsuno<sup>8</sup>, Yuka Ujita M. JianLi Wang ab, Amy Zadow ac, Sergio Iavicoli d, Frank Pega National Research Centre for the Workins Revinorment, Capenhamn, Denmark \* Statular seasons\* Carlos for the visiting servicence, Cuprindigis, Commark

\*Department of Philosoft, University of Capenhages, Capenhages, Domank

\*Department of Philosoft, Chicarolly of Capenhages, Capenhages, Domank

\*Department of Philosoft, Chicarolly of Capenhages, Capenhages, Domank

\*Bedinner of Phylosoft, Capenhages, Capenhages, Domank

\*Bedinner of Philosoft, Capenhages, Capenhages, Capenhages, Domank

\*Machiner of Philosoft, Capenhages, Capenhages, Capenhages

\*Machiner of Philosoft, Capenhages, Capenhages, Capenhages, Capenhages

\*Machiner of Philosoft, Capenhages, Capenhages, Capenhages, Capenhages, Capenhages

\*Machiner of Philosoft, Capenhages, Capenhages, Capenhages, Capenhages, Capenhages

\*Machiner of Philosoft, Capenhages, Capenhag ウェブ ILO top National Concer Center, Tokyo, Japan Department of Psychiatry, Universidad Autonoma de Modrid, Madrid, Spain <sup>5</sup> Instituto de Salud Carles III, Contro de Investigación Biomódico en Red de Solud Mental (CIBERSAM), Spain Health \*\* Tention de Todard Carlos III, Carros de Principación Bornados en Red de Todas Menia (CORREAND, Quen Tention de Principación Constituir Princios III, Princios, Mandés, Quen \*\* Unión Agen, CRU Agen, Chir Annes, Isaren, Estello, Part (Unitat de relaterla es sunsi, environmente et minió) - UNIQ, 3 (665, P-49000 Angen, Princio \*\*ANP (Princi Negalio, Competende Hedro Estello, Princios Estello Principa (Larriste, Princios \*\*Parte Principal Confescio Unión - Partis Sodry Chir (1952), USIG 811, UNIÓN 3 (184, VIII), VIII, VII ILO top and wo Division of Preventive Medicine, Department of Medicine, University of Alberto, Edmonton, Canada Department of Mental Health, Institute of Industrial Ecological Sciences, University of Occupational and Environmental Health, Kitaliyushu, Japan \*\*Department of Monta Needle, Institute of Institute of Institute Strategies Consent, University of Conseptational and Environmental Needle, Institute University Content of Medicine, University of Conseptations, Anapama, Japan

\*\*School of Palitic Health, Palitic Health, Palitic Health of Color

\*\*Control of Palitic Health, Palitic Health, Palitic Health of Color

\*\*Control of Bioteconic Chronicitys, University Control, English of Color

\*\*KET Congression Chronicitys, University of Assembly Color of Health of Color of Protection and Protection of Work, Leven, Edgism

\*\*Department of Protection Medicine, Californy Color of Medicine, Edgism Color of Health of Health of Color of Protection and Protection of Work, Leven, Edgism

\*\*Department of Protection Medicine, Californy Color of Medicine, Edgism Color of Health of Department of Environmental Health Sciences, Fielding School of Public Health, School of Nursing, University of Colifornia, Lee Angeles, United States Hospital Strie-Liberia, See Faule, Brasil Department of Occupational Medicine Rpidemiology and Provention, Socker School of Medicine at Hofare University, Feinstein Institutes for Medical Research \*\*Digramment of Compulsional Malerian Relationships and Provision, Busher Solved of Malerian at Highest Colornics, Processes Institute for Malerian Science (Malerian Science), Processes Institutes for Malerian Science (Malerian Science), Processes Institutes (Malerian Science), Processes Institutes (Malerian Science), Processes Institutes of Malerian Andread Science (Malerian Science), Processes Institutes (Malerian Science), Processes Institutes (Malerian Science), Processes Institutes (Malerian Science), Processes Institutes (Malerian Science), Processes (Malerian Sci

School of Health Innovation, Kanagawa University of Human Services, Japan." Lebour Administration, Lebour Impection and Occupational Safety and Health Branch, International Lebour Organization, Geneva, Switzerland

Internity of South Accretic, Adelaids, Australia Department of Bevironment, Climate Change and Health, World Health Organisation, Geneva, Switserian

Inotitute of Mental Hoolth Research, University of Ottawa, Canada

ironment International 155 (2021) 106629

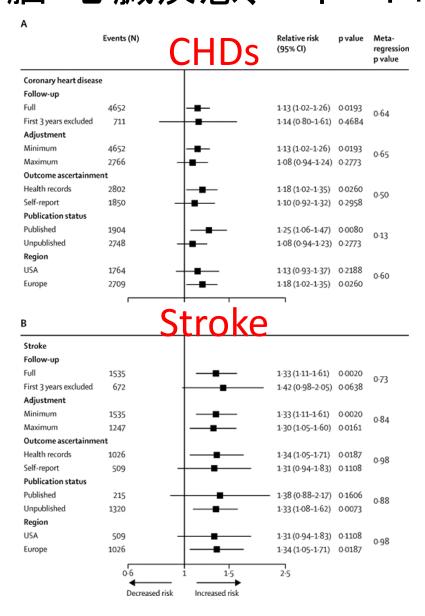
Contents lists available at ScienceDirect

\* Conventoraling author at: National Research Centre for the Working Buriverscent, Lenn Parkalis [10], DC-2 [10] Capenhagen, Demands. Essend abstraces errollectule (D. Registello, Institution (E. Consecute, Calenterscent), in America (E. M. Reachtone), A transpromption on the (D. Analo, Anderscent) and the (D. Analo, Anteroscopium) and (D. Analo, Anteroscopium) and (D. Analo, Anteroscopium) and the (D. Analo, Analomo (D. Analomo) and the (D. Analomo) a

The effect of exposure to long working hours on depression: A systematic review and meta-analysis from the WHO/ILO Joint Estimates of the Work-related Burden of Disease and Injury. June 2021Environment International 155(Suppl 2):106629 DOI:10.1016/j.envint.2021.106629

# 長時間労働と疾患、メタアナリシスの結果: 脳・心臓疾患、コホート研究





週労働が55時間以上の長時間 労働者群の疾患発症リスク

冠動脈疾患で

1.13倍(95%CI:1.02-1.26)

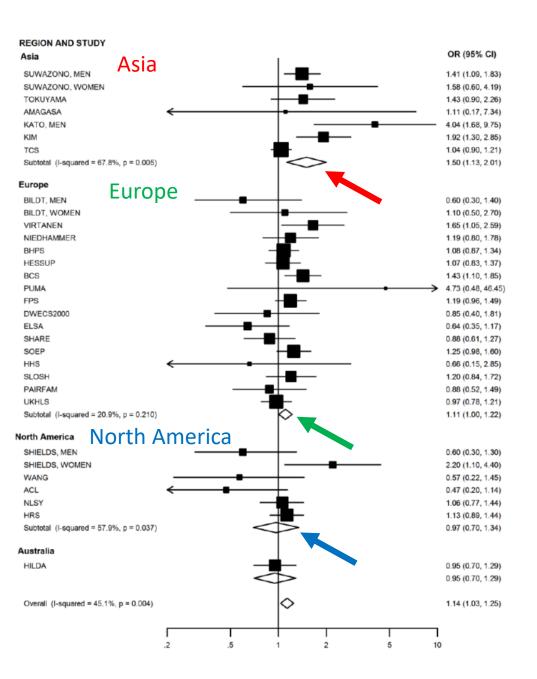
脳卒中で

1.33倍(95%CI:1.11-1.61)

24 cohorts in Europe, the USA, and Australia 603 838 men and women at baseline

(Kivimäki et al., The Lancet 2015)





# 長時間労働と疾患、 メタアナリシスの結果: 抑うつ症状、 コホート研究

週55時間以上の労働時間の群 を、週35~40時間と比較 抑うつ症状 1.14倍(1.03-1.25)

アジア:中等度のリスク増

 $(1.50, 1.13 \sim 2.01)$ 

ヨーロッパ:弱い関係

 $(1.11, 1.00 \sim 1.22)$ 

北アメリカや豪州:

関連なし

(Virtanen M, et al. Scand J Work Environ Health 2018)

# 最近の知見(1):睡眠と脳・心臓疾患



- 睡眠の質の悪化、睡眠障害は脳・心疾患のリスクを高める
  - 睡眠時間の短縮(Cappuccio 2011, Li 2016, Wang 2016)
  - 入眠困難で1.45倍(95%CI:1.09-1.93)、中途覚醒で1.03倍(95%CI:0.89-1.17)、 早朝覚醒で1.00倍(95%CI:0.89-1.13)(Li 2016)
  - 習慣的ないびき:循環器疾患で1.26倍(95%CI:0.98-1.62)、脳卒中で1.26倍(95%CI:1.11-1.43)、冠動脈性心疾患で1.15倍(95%CI:1.05-1.27)(Li 2014,)
- 長時間労働対策では、良質の睡眠の確保が極めて重要

→長時間労働対策が困難な場合、まずは良質な睡眠確保の対策により、脳・心臓疾患の予防に役立つ可能性

# 最近の知見(2):業務と精神障害

- 職場環境と抑うつ症状(Review, Theorell T 2015)
  - 業務の要求度の高さと裁量権の低さ(保護因子としては業務の自由度の高さ)
- 職場におけるいじめ (Nielsen MB, 2014, Tsuno K 2016)
- 業務に起因性の外傷後ストレス障害(PTSD)は、職種(消防士、看護師、 警察、教員等)、精神疾患の既往、同僚や上司からのサポートが十分で ない場合に、発症リスクが高まる(Skogstad M, 2013)

(茅嶋康太郎、吉川徹他、産業医学レビュー 2016)

### 過重労働対策の取り組み方



1 過重労働による健康障害防止のための 総合対策

通達 平成18年3月17日 基発第0317008号

改正 令和2年4月1日 基発0401第11号/雇均発0401第4号

2 時間外・休日労働時間等の削減

労働基準法第32-38条の4/ 労働時間の適正把握 高プロ、裁量労働者の過重労働対策

3 年次有給休暇

労働基準法第39条

4 労働時間等の設定の改善

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

#### 5 労働者の健康管理に関する措置の徹底

- ① 健康管理体制の整備、健康診断の実施、健康教育
- ② 面接指導
- ③ 高プロ適用者への面接指導
- ④ メンタルヘルス対策の実施
- ⑤ 過労死等の発生時の措置
- ⑥ 健康情報の取り扱い

#### く政府による過重労働対策の強化>

- 100時間越えの残業有り企業に監督
- 監督指導・捜査体制の強化
- 情報提供、収集体制の強化
- メンタルヘルス対策強化
- 違法な長時間労働を繰り返している企 業に対する指導·公表



# 包括的な過重労働対策



労働時間管理、時間外労働制限



安心して相談できる窓口



労働安全衛生管理体制の見直し



良好で風通しのよい職場風土つくり





# 健康経営評価に職場環境改善を組み入れる

#### <健康経営度評価のための5つの柱>

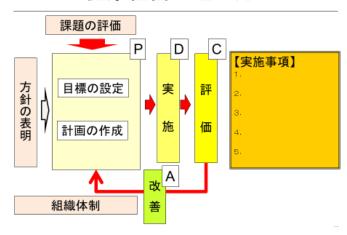


③制度· 施策実行 4評価・改善

⑤法令遵守・リスクマネジメント

引用:(新)企業の「健康経営ガイドブック」 ~連携・協働による健康づくりのススメ~(改訂第1版:平成28年4月)(経済産業省)

#### 健康経営の進め方



#### A. 骨格部分

- ✓ 健康づくりの基本方針を定めているか?
- ✓ 経営層が健康づくりをリードしているか?
- ✓ 専門職の関与はあるか?
- ✓ 計画的に取り組んでいるか?
- ✓ 目標を定め、評価、改善を図っているか?

#### B. プログラム部分

- ✓ 健康づくりプログラムのバランスはよいか?
  - ✓ ハイリスクアプローチ/ポピュレーションアプローチ
- ✓ 働きやすい職場づくりに取り組んでいるか?

#### C. 展開部分

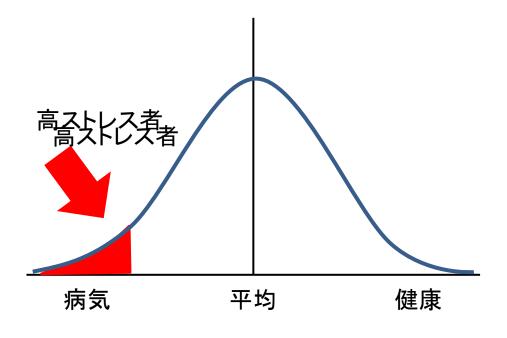
✓ 関連会社や協力会社にも促しているか?



#### ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ

### ハイリスクアプローチ

ハイリスク者(高ストレス者)を抽出し何らかの介入を行うプログラム 医師面接、保健指導



### ポピュレーションアプローチ

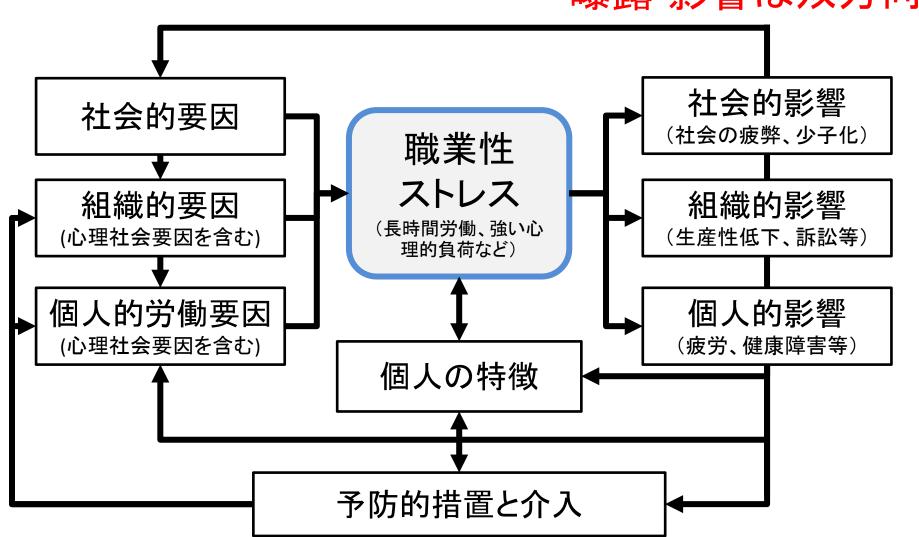
集団へのアプローチ セルフケア研修 ノー残業デーの設定と実施 業務効率化 環境整備 など 病気 平均 健康

経営層へのわかりやすい説明を心がける

### 職業性ストレス(過重労働、ハラスメント等)と 予防策・介入の関係



### 曝露-影響は双方向



(吉川徹. 過労死・過労自殺の労働災害の実態と包括的予防策. 日精協誌 2018;37(6):60-67.)

### 今後の課題:ハラスメント対応と産業保健の役割



#### 仲間への「共感の欠如」が最悪の転帰をもたらしているのでは?

#### あなたの周りにありませんか?こんなパワハラ。

#### ①身体的な攻撃



叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。 丸めたポスターで頭を叩く。

#### ②精神的な攻撃



同僚の目の前で叱責される。他の職員を 宛先に含めてメールで医倒される。必要 以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に 叱る。

#### ③人間関係からの切り離し



1人だけ別室に席をうつされる。強制的 に自宅待機を命じられる。送別会に出席 させない。

#### ④過大な要求



新人で仕事のやり方もわからないのに、 他の人の仕事まで押しつけられて、同僚 は、皆先に帰ってしまった。

#### ⑤過少な要求



運転手なのに営業所の草むしりだけを命 じられる。事務職なのに倉庫業務だけを 命じられる。

#### ⑥個の侵害



交際相手について執拗に問われる。 妻に 対する悪口を言われる。

何が業務の適正な範囲を超えているかについては、業種や企業文化の影響を受けるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが大事です。

# (a)いじめ・暴力・ハラスメントが抱える問題の理解

IBHは人権侵害の根源、普遍的な事象である、 健康障害を生じ労働生産性に影響を与える、 健康障害を生じ、労働生産性に影響を与える ということの理解

#### (b)IBH問題に対処できる健全で安全 な風土つくりの明確な方針

施設におけるIBHへの方針作成、組織の健全で安全な風土つくり、組織内で実行的なガイドラインを制定、厚労省の指針を確認

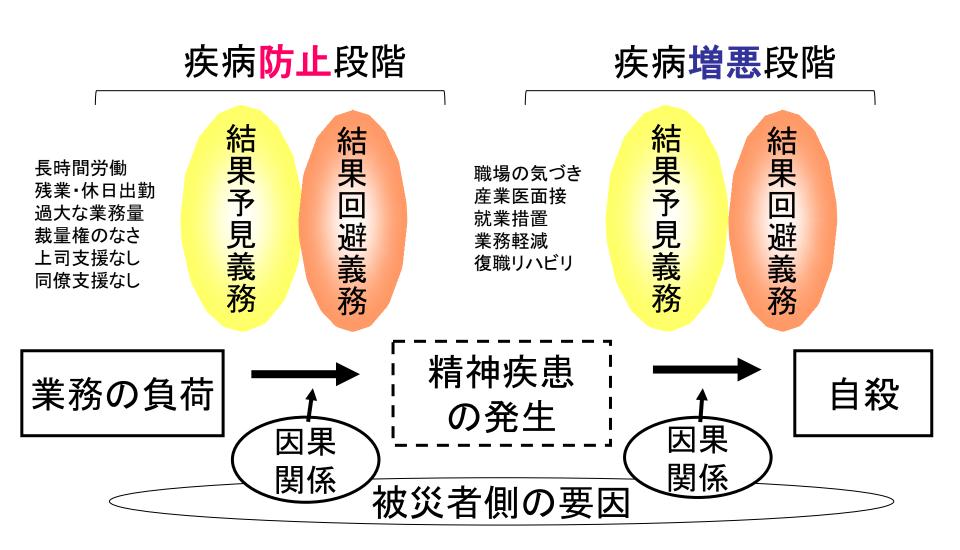
# (c)IBHを防止する責任体制、組織・委員会、監査体制つくり

相談窓口、対策を検討する委員会、リスクアセ スメントの実施、安全衛生委員会での取り上げ、 人事との連携、保安体制の確保

(吉川徹 労働の科学. 2012;67(1):42-7)

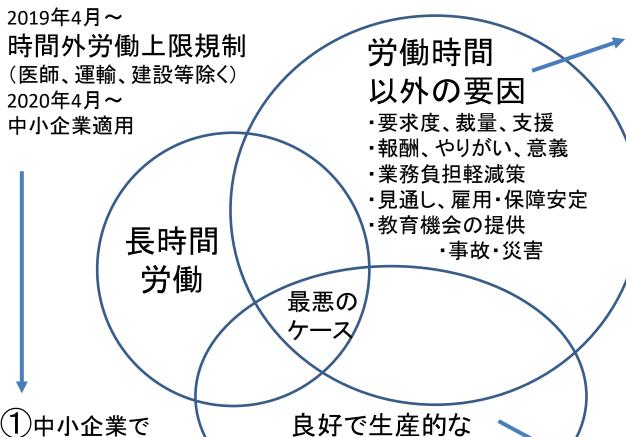
### 裁判事例から学ぶ 労働者の自殺における安全配慮義務の概念構造





## 過労死等対策の現状と方向性





- ②「労働時間以外の過 重労働要因」を適切に 評価しているか?
- ・多様な負荷要因を対策の考慮に入れているか? ・ライフイベントは20年前のストレスと変化している(家族構成、人口・年齢・男女・産業分布、IoT、世代間ギャップ等)

既存の産業保健サービス体制でどのように活用、強化していくか

女性活躍・ハラス メント規制法 (2020.4-)

③職場でのハラスメント 対策をどうすすめるか?

規制の実効性は?
・新しい働き方(フリーラ

ンス、兼業・副業、自営業は?)対応しているか?

良好で生産的な 人間関係 ハラスメント対策

# まとめ



- 過労死等の実態、医学的知見(科学的根拠)に基づき、予防対策の検討が進む
- 過重労働関連健康障害対策として:
  - ■①過重労働(長時間労働、仕事の進め方、心理的負荷等)の芽に対峙する方針づくりへの支援
  - ■②多要因に目配りできる包括的産業保健活動の推進 (法準拠型から自主対応型(プロセス基準の重視)に)
  - ■③業種、地域、事業場、職場単位、個人等で行われている良好実践事例に注目し、職場単位で、労使による働きやすい職場作りを支援